

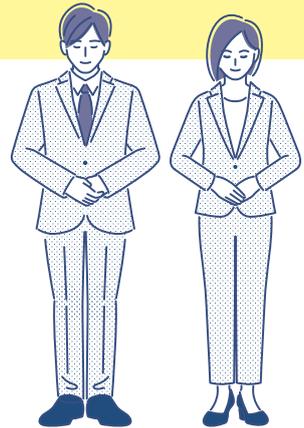
WEB  
配信

# 「資格情報のお知らせ」の ご確認をお願いします

令和6年12月2日付で健康保険証の新規発行が廃止となり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード「マイナ保険証」による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わりました。

「マイナ保険証」を安心してご利用いただくために、当組合ホームページにて「資格情報のお知らせ」をWEB配信しております。ご自身でログイン後、自身の資格情報に誤り等がないかご確認ください。

資格情報に誤り等がない方は、「マイナ保険証」を利用して医療機関等の受診（オンライン資格確認）が可能となります。



**対象者** ▶ 令和6年10月1日現在加入している被保険者・被扶養者  
(ただし、マイナンバー登録されていない方を除く)

**WEB掲載期限** ▶ 令和6年12月31日(火)まで **掲載期間間近です**

※令和6年10月1日時点のデータで作成しております。令和6年10月2日以降に新規加入した被保険者および被扶養者は、「個人番号下4桁なし」のお知らせを後日事業所宛に送付を予定しております。

詳細は、当組合ホームページNEWS & TOPICS

「資格情報のお知らせについて」のWEB配信についてをご確認ください。



現在お持ちの保険証は令和7年12月2日以降は使用できません

**Q** マイナ保険証を使うためには事前に手続きが必要なの？

**A** 医療機関にマイナンバーカードを持参するだけで大丈夫です。保険証の利用登録がお済みでない場合も、医療機関に備え付けのカードリーダーで登録ができ、すぐにマイナ保険証として利用できます。

**Q** マイナ保険証で記号・番号や保険者番号はどうやって確認するの？

**A** マイナポータル（マイナンバーカードでログインする行政手続きのオンライン窓口のこと）からいつでもご確認いただけます。マイナポータルで確認できない方は、資格取得時などに当組合が発行する「資格情報のお知らせ」でご確認いただけます。

※マイナポータルへのログイン方法は



**Q** 限度額適用認定証などの他の証書はどうなるの？

**A** マイナ保険証に統合されます。ただし、資格確認書をご利用の方には、従来どおり各証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証）を発行します。自治体から発行される医療証の取り扱いは自治体にご確認ください。

マイナンバーカードの申請はこちらの2次元コードからできます



問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)  
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)  
城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)